

## 第 51 回福岡市個人情報保護審議会議事録

1 日 時 平成 25 年 10 月 2 日 (水) 15 : 00 ~ 17 : 00

2 場 所 福岡市役所 9 階 特別会議室 2

3 出席者

(1) 委員 (五十音順, 敬称略)

石森 久広  
五十川 直行  
稲葉 美由紀  
撫尾 桂子  
櫻井 祐子  
高田 健一朗  
田邊 宜克  
馬場 明子  
原田 陽次  
村上 裕章

(2) 事務局

行政部長 中村 郁子  
情報公開室長 菊田 浩二  
個人情報保護係長 若松 慎一  
係員 曾我 まどか

4 会議経過

### 開 会

(事務局) 時間になったので, 第 51 回福岡市個人情報保護審議会を開催する。本日は, 新たな任期における初めての審議会であることから, 会長選出までの間, 情報公開室長が進行を務める。なお, 本日は, 今泉委員が欠席であるが, 条例第 59 条で定める過半数の出席を満たしていることから, 審議会が成立している。また, 本審議会は, 公開であり, 議事録も公開されることになる。

(事務局) 行政部長より挨拶。

(事務局) 議事の前に, 各委員から簡単な自己紹介をお願いします。

(委員) 委員より自己紹介。

(事務局) 情報公開室長より事務局職員の紹介。

(事務局) では, 本日の議題に入る。

### 議題 1 会長の互選及び会長職務代理者の指名について

(事務局) 会長については, 条例第 58 条に「委員の互選によりこれを定める」と規定されていることから, 各委員より推薦, 意見等の発言をお願いします。

(委員) 村上委員にお願いしたい。

(事務局) 村上委員は引き受けていただけるか。(村上委員了承)

(事務局) 会長は、村上委員に決定した。会長から挨拶をお願いしたい。(会長挨拶)

(事務局) これからの議事の進行は、会長にお願いする。

(会長) 議事を進める。まず、会長職務代理者の指名については、条例第 58 条第 3 項の規定で「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」と定められていることから、私から指名する。前の任期と同様、五十川委員を会長職務代理者に指名する。

## 議題 2 不服申立て部会に属する委員の指名について

(会長) 条例第 60 条に「審議会に、不服申立てに係る事件について調査審議させるため、不服申立て部会を置く。」とあり、不服申立て部会に属する委員は、同条第 2 項で「審議会の委員のうちから会長が指名する」と定められていることから、私から指名する。前の任期において不服申立て部会の委員をしていた、石森委員、五十川委員、今泉委員と新しく委員に就任した田邊委員、私を指名する。

## 議題 3 平成 24 年度個人情報保護制度の運用状況について

(事務局) 資料 2 に沿って平成 24 年度個人情報保護制度の運用状況について説明。

(会長) 何か質問や意見等はあるか。

(委員) 2 点確認したいことがある。まず、却下処分に対して不服申立ては可能なのか。

(事務局) 実際の事案としては、本人の情報でないものについての請求であることから、不適法却下となっている。却下決定に対して不服申立てが行われた事案はないが、行政救済の手続きとしては、できるだけ広範に考えることが必要と思われるため、本市では不服申立てを受け付けることとしている。なお、却下に関しては、政令指定都市の中でも、取扱いが一元的ではない。

(委員) 不適法却下の根拠は、条例第 24 条第 2 項であると考えてよいか。

(事務局) 明確な規定はないが、その理解でよいと思われる。

(委員) 2 点目だが、条例において、福岡市教育委員会が実施機関となっている。地教行法に基づいて一般的に委任をされていることから、条例において、処分庁は教育長であり、不服申立ては福岡市教育委員会に対して審査請求を行うことになる、との理解でよいか。

(事務局) 審査請求の形を取る意味はどれほどあるのか、という点もご指摘としてあるのではないかと思います。たしかに、簡素な手順に統一した方がよいという考え方もあるだろうが、国において行政不服申立て制度の見直しが進んでいるようであり、そこにおいては、基本的に審査請求に一本化するという方向とのことである。そういった動きを踏まえると、現段階で審査請求から異議申立てへ変更する実益はあまりないのではないかと考えており、制度改正は予定していない。

(会長) 他に質問や意見等はないか。

(委員) 不服申立についてだが、諮問から答申までの期間について、何か規定はあるのか。

(事務局) 条例においては、不服申立てから諮問までの期間及び答申から決定・裁決までの期間は、それぞれ 30 日以内と規定されているが、事案によって審議にかかる時間は異なるので、審議の期間について規定は設けられていない。

(委員) わかった。

#### **議題 4 報告事項 「番号制度」の概要について**

(会長) では、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 資料 3 に沿って「番号制度」の概要について説明。

(会長) 何か質問や意見等はあるか。

(委員) 現状として、地域の高齢者について、災害時要援護者以外の住民の把握が困難であり、自治会としても苦慮しているところである。番号制度によって、災害時要援護者以外の高齢者への見守りは可能となるのか。

(事務局) 番号制度が災害対策の分野でどのように活用されるのか、という点については、今後の検討課題である。なお、東日本大震災の発生により生じた様々な課題を踏まえ、今年 6 月に、改正災害対策基本法が成立したところであり、今後、行政の役割を含めて、共助の仕組み等が全体的に整備されていくと思われる。

(会長) 予定の議題は以上であるので、本日はこれで閉会とする。

#### **閉会**